

# 国有財産売却公告

下記国有財産を一般競争入札により売却する。

## 1. 売却物件

所在地 (住居表示)	区分	数量	備考
敦賀市松栄町164 (敦賀市松栄町2番43号)	建物	4棟	①鉄筋コンクリート造 2階建 1棟 建 151.20㎡/延 314.58㎡ ②コンクリートブロック造 1階建 1棟 建 5.29㎡/延 5.29㎡ ③鉄骨造(軽量鉄骨造) 1階建 1棟 建 106.05㎡/延 106.05㎡ ④簡易建物 1階建 1棟 建 8.02㎡/延 8.02㎡
	工作物	1式	門、圍障、舗床外

## 2. 競争参加者に必要な条件

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者以外の者であること。

## 3. 入札の手引き書の交付場所

入札参加希望者は、本公告のほか、下記に掲げる場所において交付する入札の手引き書を十分理解の上、入札すること。

新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館

北陸地方整備局 総務部経理調達課 財産係・経理情報係 電話：(025)370-6650

又は 福井県敦賀市松栄町7-28 敦賀地方合同庁舎

北陸地方整備局 敦賀港湾事務所 総務課 電話：(0770)22-2590

平成29年11月15日(水)から平成29年12月14日(木)までの土日祝日を除く9時00分～12時00分、13時00分～16時00分まで。

## 4. 入札及び開札の日時並びに場所

(1) 入札 平成29年12月18日(月) 11時00分(10時50分集合)

(2) 開札 入札締切後直ちに開札

(3) 場所 福井県敦賀市松栄町7-28 敦賀地方合同庁舎 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所 会議室

(4) 入札回数 2回まで

## 5. 入札の無効

競争入札に必要な競争参加者に必要な条件を満たさない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

## 6. 入札保証金

各自入札金額の100分の5以上に相当する金額を平成29年12月14日(木)までに当局指定金融機関に納付すること。

入札保証金は利息を付さない。

## 7. 契約保証金

落札者は売買代金の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。

## 8. 契約の締結時期等

落札者は、落札決定の日の翌日から7日以内(土日祝日除く)に契約を締結しなければならない。

落札者が契約の締結をしない場合は、上記6.の入札保証金は国庫に帰属します。

## 9. 契約書作成の要否及び代金納入方法

契約書の作成を要し、代金は当局発行の納入告知書により一括即納とする。

## 10. 質問の受付

(1) 期間 平成29年11月15日(水)から平成29年12月11日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く

9時00分～12時00分、13時00分～16時00分まで

(2) 場所 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 北陸地方整備局 総務部経理調達課 財産係・経理情報係

電話(025)370-6650 FAX(025)280-8827

又は 福井県敦賀市松栄町7-28 敦賀地方合同庁舎

北陸地方整備局 敦賀港湾事務所 総務課

電話(0770)22-2590 FAX(0770)21-8101

質問については、書面によるものとし、上記の場所へ持参又はFAXすること。(書式自由)

FAXにより提出する場合は、必ず事前に上記担当へ電話連絡をすること。(メール配信は不可。)

## 11. 現地確認

(1) 日付 平成29年12月7日(木)

(2) 場所 福井県敦賀市松栄町2-43 北陸地方整備局 敦賀港湾事務所

なお、参加希望者は、平成29年12月4日(月)16時00分までに上記3.へ連絡すること。

詳細については、後日、参加希望者あて連絡します。

## 12. 入札参加申込

入札参加希望者は、上記3.の場所で配布する入札参加申込書により平成29年12月14日(木)16時00分までに上記3.の場所へ持参のうえ申し込みすること。入札参加申込書(福井県発行の土地条件に関する協議申込書兼合意証明書含む)を提出しない者及び現地確認を行わない者は、入札への参加を認めない。

## 13. 利用条件

### (1) 暴力団事務所の利用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

### (2) 風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

### (3) 違約金及び実地調査について

① 落札者が上記(1)(2)の条件に違反したときは、売却代金の3割に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

② 履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査を実施し、また、報告を求めることがある。

③ 落札者が②の実地調査を正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは売却代金の1割に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

### (4) 土地所有者及び土地の使用許可等の確認について

当該建物の土地については、所有者が福井県であるため、入札参加希望者は落札後、福井県から使用許可等を得なければならない。

福井県との交渉は、落札者が直接行うものとし、当局は一切関わらない。

また、入札に参加を希望する者は、入札参加希望申込み前に、福井県から使用許可等が得られるか事前に確認をとること。

以上公告する。

平成29年11月15日

契約担当官  
北陸地方整備局次長 佐々木 宏